

# 北海道知的障がい家族会連合会規約

## 第1条【名称】

本会は、北海道知的障がい家族会連合会と称する。

## 第2条【目的】

本会は、知的障がい者（児）の家族会・保護者会相互の連携を図り、当事者及びその家族の幸福を追求するとともに、当事者が人として有している権利を守るため、障がい福祉施策の充実と改善を図る活動を行うことを目的とする。

## 第3条【事務局所在地】

本会の事務局を以下に置く。

札幌市北区新琴似2条10丁目2番6号

## 第4条【事業】

本会は、目的達成のため次の事業を行う。

1. 障がい福祉施策・制度を改善するための事業。
2. 研修や対話を実施し、親睦と融和を図る。
3. 絆事業として、名産品や各施設作業所の生産品の紹介をし、販売を行う。
4. その他、目的を達成するために必要な事業。

## 第5条【会計年度】

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6条【会員】

1. 本会は、知的障がい者（児）の家族会・保護者会として参加する団体会員、入会を希望する運営法人及び施設等で構成する。
2. 各団体は、原則地区家族会に所属する。

## 第7条【賛助会員】

本会の趣旨に賛同する個人及び団体は、賛助会員となることができる。

## 第8条【財政】

1. 本会の財政は、団体会費・個人会費及び寄付金、その他の収入による。
2. 年会費は、団体会員等8,000円、賛助会員500円とする。
3. 会費は、入会時と毎年6月末までに納入する。

## 第 9 条【役員】

本会には次の役員をおく。

1. 幹事 8 名以上（各地区より原則 1 名以上）
2. 監査 2 名
3. 幹事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を事務局長とする。

## 第 10 条【選出等】

1. 幹事及び監査は、総会において選出する。
2. 幹事及び監査は、相互に兼ねることができない。
3. 会長、副会長、事務局長は、役員会の互選において選出する。
4. 役員会は、新役員の推薦案を総会に提出することができる。

## 第 11 条【役割】

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、役員会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
4. 事務局長は、幹事の業務とともに、事務、会計の業務を行う。
5. 監査は、会計状況及び幹事の業務の執行状況について監査し、総会にて報告を行う。

## 第 12 条【任期】

1. 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 欠員が生じた場合は、前任者の残任期間の後任を、役員会で選出することができる。
3. 各地区家族会において役員の変更があった場合は、役員会で承認し任期を務めることとする。

## 第 13 条【顧問、及び参与】

1. 本会に顧問及び参与を若干名おくことができる。
2. 会長が役員会の同意を得て任命し、任期は 2 年とする。
3. 顧問及び参与は、役員会に出席して意見を述べるることができる。

## 第 14 条【会議】

1. 本会の活動や運営の議決機関は、総会及び役員会とする。
2. 総会は、最高議決機関で各団体の代議員各 1 名をもって構成し、会長が召集し、年 1 回開催する。
3. 必要に応じて臨時総会を開催することができる。
4. 総会は、会員の過半数の出席（議決権行使書または委任状提出を含む）をもって成立する。
5. 総会の議決は、出席代議員（議決権行使書・委任状提出を含む）の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決するところによる。
6. 総会には各団体の代議員の他に、オブザーバーとして各団体会員の出席を認め、意見を述べるができるが議決権は認めない。

7. 総会には賛助会員の出席を認め、意見を述べることができるが議決権は認めない。

#### 第15条【諸経費】

1. 道家連の実務を担当する者の活動費は半日につき1,000円を目安に年1回役員会で審議し、総会の承認を経て支給する。
2. 役員会への出席等に係る旅費交通費は原則実費を支給する。但し業務内容・財政状況等を勘案し三役で協議し決定する。
3. 総会及び研修会と同日開催の役員会の場合、旅費交通費は支給しない。

#### 第16条【設立年月日】

本会の設立年月日は、2007年6月10日とする。

#### 第17条【規約の改廃】

本会の規約の改廃は、総会の議決により行う。

#### 第18条【附則】

この規約は、2007年6月10日より発効する。

一部改定 2008年5月17日

一部改定 2009年5月16日

一部改定 2010年5月15日

一部改定 2018年5月17日

一部改定 2019年5月26日

一部改定 2023年5月28日